

吉野川市地方創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市における人口減少に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための施策を、全庁的に総合的かつ計画的に推進するため、吉野川市地方創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口減少対策をはじめとする地方創生に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) その他地方創生に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(専門部会)

第6条 専門の事項を調査し、研究させるため、別表第2に掲げる専門部会を置く。

- 2 専門部会ごとに、調査研究作業の主管となる課等（以下「主管課」という。）を置き、推進本部において指定する。
- 3 専門部会の部会長は、主管課の長をもって充てる。
- 4 専門部会の部会員は、その調査研究に関係する課等の長及び係長その他部会長が必要と認める職員をもって充てる。
- 5 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(プロジェクトチーム)

第7条 本部長は、地方創生に係る様々な分野からの意見を徴するため、必要に応じてプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。

2 チームは、各部等の長から推薦のあった職員で構成する。

3 チームの代表者は、調査した内容について取りまとめ、本部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月17日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、防災局長、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、水道部長、副教育長、議会事務局長、会計管理者、福祉事務所長

別表第2（第6条関係）

しごとづくり部会、新たなひとの流れづくり部会、結婚・妊娠・出産・子育て支援部会、新しいまちづくり部会